

# 国際出願に係る手数料の軽減措置及び国際出願促進交付金交付措置における 中小企業（組合・NPO 法人） の要件詳細

2019 年 3 月

2019 年 4 月 1 日以降に特許庁が受理する国際出願に係る軽減措置、及び 2019 年 4 月 1 日以降に特許庁が受理する交付金交付申請に係る交付措置の対象となる中小企業（組合・NPO 法人）の要件は以下のとおりです。

## （1）組合

申請日（提出日）において、以下の（a）、（b）いずれにも該当すること（資本又は出資を有しない場合は（b）を除く）

（a）以下の表のいずれかに該当する組合・組合連合会・組合中央会であること

（b）大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと ※1

	組合
チ	・ 企業組合
リ	・ 協業組合

又	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業協同組合</li> <li>• 事業協同小組合</li> <li>• 協同組合連合会</li> </ul>
ル	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農業協同組合</li> <li>• 農業協同組合連合会</li> </ul>
ヲ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 漁業協同組合</li> <li>• 漁業協同組合連合会</li> <li>• 水産加工業協同組合</li> <li>• 水産加工業協同組合連合会</li> </ul>
ワ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 森林組合</li> <li>• 森林組合連合会</li> </ul>
カ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商工組合</li> <li>• 商工組合連合会</li> </ul>
コ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商店街振興組合</li> <li>• 商店街振興組合連合会</li> </ul>
タ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消費生活協同組合</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活協同組合連合会</li> </ul>
レ	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの</li> <li>酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が常時300人以下の従業員を使用する者であるもの</li> <li>酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの</li> <li>酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの</li> </ul>
<p>【備考】 表中のチ～レに対応する者は、特許法施行令第10条第1号チ～レに該当する者である。</p>	

**（２）NPO 法人（特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人）**

申請日（提出日）において、以下の（a）、（b）いずれにも該当すること（資本又は出資を有しない場合は（b）を除く）

（a）以下の「従業員数要件」を満たしている NPO 法人であること

（b）大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと ※<sup>1</sup>

	業種	常時使用する 従業員数 ※ <sup>2</sup>
ソ	以下の業種（小売業、卸売業及びサービス業）以外の業種	300 人以下
	小売業	50 人以下
	卸売業又はサービス業	100 人以下
<p>〔備考〕 表中のソに対応する者は、特許法施行令第 10 条第 1 号ソに該当する者である。</p>		

※<sup>1</sup> 大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次のア、及びイ、のどちらにも該当していることを指します。中小企業は、[こちら](#)（特許法施行令第 10 条の「中小事業者」）を指します。

ア. 単独の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の 1/2 以上の株式又は出資金を有していないこと。

イ. 複数の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の 2/3 以上の株式又は出資金を有していないこと。

※2 常時使用する従業員は、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員・個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第 20 条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

（具体例）

- 日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。

（注）1 か月を超えて引き続き使用される場合は含まれることとなります。

- 2 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

- 季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

[更新日 2019年3月1日]

## お問い合わせ

特許庁総務部総務課調整班

電話：代表 03-3581-1101 内線 2105

[▶ お問い合わせフォーム](#)